

令02原機(峠)151
令和3年3月2日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開していくことを目的にした組織改正を行うことに伴い、保安組織を変更するため。
2. 品質マネジメント活動に用いる品質マネジメントシステム文書のうち、品質マネジメント計画書及びセンターの二次文書の制定・改廃に関する事項を審議する会議体を変更するため。
3. その他、記載の適正化を図るため。

III. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第16条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 人形峠環境技術センター担当理事(以下「センター担当理事」という。)は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長(技術担当)は、<u>計画管理室長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長(事務担当)は、<u>総務課長</u>、<u>調達課長</u>及び<u>安全管理課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>環境保全技術開発部長</u>は、<u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>の所掌する業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第16条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 人形峠環境技術センター担当理事(以下「センター担当理事」という。)は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長(技術担当)は、<u>安全管理課長</u>及び<u>保安・技術管理課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長(事務担当)は、<u>計画管理室長</u>及び<u>調達課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、<u>施設管理課長</u>及び<u>廃止措置推進課長</u>の所掌する業務を統括する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い副所長の業務分担を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（安全管理課長の所掌する業務を除く。）、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び<u>環境保全技術開発部</u>の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(6) 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（<u>施設管理課長の所掌する業務を除く。</u>）並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を行う。</p> <p>(7) <u>処理技術開発課長は、分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を行う。</u></p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の廃止措置に関する計画の調整に係る業務を行う。</p> <p>(9) <u>総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務及び非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</u></p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（エリア用HFモニタを除く。）の運転・保守を含む。）、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、<u>安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び<u>環境保全技術開発部長</u>を総称して、以下「統括者」という。</p>	<p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（安全管理課長の所掌する業務を除く。）、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び<u>廃止措置・技術開発部</u>の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(6) <u>廃止措置推進課長は、滞留ウラン除去設備及び分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を行う。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(7) 計画管理室長は、加工施設の廃止措置に関する計画の調整に係る業務を行う。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(8) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（エリア用HFモニタを除く。）の運転・保守を含む。）、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務<u>並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</u></p> <p>(10) <u>保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び<u>廃止措置・技術開発部長</u>を総称して、以下「統括者」という。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い安全管理課長の業務の一部を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る。）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(代理者の指定) 第6条 所長は、前条第3項第1号から第11号までに定める各職位が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(安全審査委員会) 第11条 センターに安全審査委員会を置く。 2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。 3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。 (1) 加工事業変更許可、廃止措置計画の変更の認可、設計及び工事の計画の認可 (2) この規定の改定 (3) <u>品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</u> (4) 廃止措置の実施計画 (5) 核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画 (6) 保安教育訓練の年間計画 (7) その他所長の諮問する事項 4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(代理者の指定) 第6条 所長は、前条第3項第1号から第10号までに定める各職位が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条～第9条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>(安全審査委員会) 第11条 センターに安全審査委員会を置く。 2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。 3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。 (1) 加工事業変更許可、廃止措置計画の変更の認可、設計及び工事の計画の認可 (2) この規定の改定 (3) センター共通安全作業基準の制定・改廃 (4) 廃止措置の実施計画 (5) 核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画 (6) 保安教育訓練の年間計画 (7) その他所長の諮問する事項 4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（号番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由2 品質マネジメント計画書及びセンターの二次文書の制定・改廃に関する事項を審議する会議体を業務品質保証推進委員会に変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(業務品質保証推進委員会) 第12条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 <u>(新規)</u> (2) その他品質マネジメント活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(業務品質保証推進委員会) 第12条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 <u>(2) センターの品質マネジメントシステムに関する文書(二次文書)の制定・改廃</u> (3) その他品質マネジメント活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第13条～第14条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>第16条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由2 センターの品質マネジメントシステム文書(二次文書)の制定・改廃に関する事項を審議対象に追加する(品質マネジメント計画書については第3項第1号の規定で審議する。)</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る(号番号を繰り下げる。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置の実施計画)</p> <p>第17条 <u>設備処理課長</u>は、認可を受けた廃止措置計画に基づき、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等に係る汚染状況の調査等に関し各工程等を示した実施計画を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>3 <u>設備処理課長</u>は、第1項の承認を得た廃止措置の実施計画を関係課室長に通知する。</p> <p>4 廃止措置の実施計画を変更する場合は、前三項の規定を準用する。</p> <p>(供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置)</p> <p>第18条 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において供用を終了した設備・機器の機能を停止させ、系統の隔離、設備の電源隔離等により当該設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置を講じる。</p> <p>2 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、前項の措置を講じた設備・機器のうち、核燃料物質によって汚染された物について、第35条に基づいて汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>(廃止措置に関する工事等の実施)</p> <p>第19条 <u>設備処理課長</u>は、廃止措置の実施計画に定めた工事等のうち、管理区域内での工事等について、第59条に定める特殊放射線作業計画書により、放射線防護上の措置等を講じた上で作業を行う。</p> <p>(廃止措置に関する工事等の終了報告)</p> <p>第20条 <u>設備処理課長</u>は、第17条に基づき作成した廃止措置の実施計画で定めた工事等が終了した場合、終了した工事等ごとに当該工事等の方法、時期及び対象となる設備・機器の名称について、<u>環境保全技術開発部長</u>、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、関係課室長に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置の実施計画)</p> <p>第17条 <u>廃止措置推進課長</u>は、認可を受けた廃止措置計画に基づき、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等に係る汚染状況の調査等に関し各工程等を示した実施計画を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>3 <u>廃止措置推進課長</u>は、第1項の承認を得た廃止措置の実施計画を関係課室長に通知する。</p> <p>4 廃止措置の実施計画を変更する場合は、前三項の規定を準用する。</p> <p>(供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置)</p> <p>第18条 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において供用を終了した設備・機器の機能を停止させ、系統の隔離、設備の電源隔離等により当該設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置を講じる。</p> <p>2 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、前項の措置を講じた設備・機器のうち、核燃料物質によって汚染された物について、第35条に基づいて汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>(廃止措置に関する工事等の実施)</p> <p>第19条 <u>廃止措置推進課長</u>は、廃止措置の実施計画に定めた工事等のうち、管理区域内での工事等について、第59条に定める特殊放射線作業計画書により、放射線防護上の措置等を講じた上で作業を行う。</p> <p>(廃止措置に関する工事等の終了報告)</p> <p>第20条 <u>廃止措置推進課長</u>は、第17条に基づき作成した廃止措置の実施計画で定めた工事等が終了した場合、終了した工事等ごとに当該工事等の方法、時期及び対象となる設備・機器の名称について、<u>廃止措置・技術開発部長</u>、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、関係課室長に通知する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(貯蔵計画等)</p> <p>第22条 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>2 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>3 施設管理課長は、前二項の核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画（以下「貯蔵計画等」という。）について、<u>環境保全技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>5 貯蔵計画等の内容を変更する場合は、前各項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p> <p>(貯蔵計画等の報告)</p> <p>第23条 施設管理課長は、貯蔵計画等に基づく核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の保管を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第24条 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、各々の職務において廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>第25条～第26条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>第21条 (変更なし)</p> <p>(貯蔵計画等)</p> <p>第22条 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>2 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>3 施設管理課長は、前二項の核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画（以下「貯蔵計画等」という。）について、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>5 貯蔵計画等の内容を変更する場合は、前各項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p> <p>(貯蔵計画等の報告)</p> <p>第23条 施設管理課長は、貯蔵計画等に基づく核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の保管を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第24条 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>第25条～第26条 (略)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（維持管理に必要な設備を有していない職位を削る。）。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理) 第27条 施設管理課長は、第2表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>(漏えい管理) 第28条 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が99.9%以上であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(吊上げ高さ制限) 第29条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第4表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>(給排気設備の管理) 第30条 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。 2 施設管理課長は、点検時、補修作業時、停電作業時、夜間・休日等に給排気設備を停止することができる。給排気設備を停止する場合は、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保 3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。 4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>第31条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理) 第27条 施設管理課長は、第2表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>(漏えい管理) 第28条 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が99.9%以上であることを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(吊上げ高さ制限) 第29条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第4表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、廃止措置・技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>(給排気設備の管理) 第30条 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。 2 施設管理課長は、点検時、補修作業時、停電作業時、夜間・休日等に給排気設備を停止することができる。給排気設備を停止する場合は、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保 3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。 4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>第31条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第6章 核燃料物質等の管理</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第32条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等(分析試料を除く。)を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に加工規則第7条の6に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p> <p>(施設敷地内の運搬)</p> <p>第33条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域から搬出してウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、ウラン濃縮原型プラント敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等をウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 核燃料物質等の管理</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第32条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、各々の職務において核燃料物質等(分析試料を除く。)を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に加工規則第7条の6に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p> <p>(施設敷地内の運搬)</p> <p>第33条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域から搬出してウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、ウラン濃縮原型プラント敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等をウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理区域内における運搬)</p> <p>第34条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。ただし、第1種管理区域から第2種管理区域へ運搬する場合は、これらの措置に加えて表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p>第35条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品</p> <p>(2) 供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類</p> <p>(3) 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類</p> <p>(4) 放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして扱う計画がある解体物</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料及び供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示</p> <p>(2) 汚染の広がりを防止するための措置</p> <p>(3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p>(4) 安全避難通路の確保</p> <p>(5) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(6) その他保安上必要な措置</p> <p>第36条～第37条 (略)</p>	<p>(管理区域内における運搬)</p> <p>第34条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。ただし、第1種管理区域から第2種管理区域へ運搬する場合は、これらの措置に加えて表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p>第35条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品</p> <p>(2) 供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類</p> <p>(3) 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類</p> <p>(4) 放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして扱う計画がある解体物</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料及び供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示</p> <p>(2) 汚染の広がりを防止するための措置</p> <p>(3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p>(4) 安全避難通路の確保</p> <p>(5) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(6) その他保安上必要な措置</p> <p>第36条～第37条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(センター外への運搬)</p> <p>第38条 施設管理課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、所長の承認、<u>環境保全技術開発部長</u>の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、<u>環境保全技術開発部長</u>の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>(センター外への運搬)</p> <p>第38条 施設管理課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、所長の承認、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第39条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第7表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第7表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第40条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び<u>安全管理課長</u>は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物(以下「廃棄物の仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納(大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。)</p> <p>(2) 防火に必要な措置(所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。)</p> <p>2 前項の廃棄物の仕掛品を保管する課長は、第5図(1)に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第39条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第7表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第7表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第40条 <u>施設管理課長</u>、<u>廃止措置推進課長</u>及び<u>安全管理課長</u>は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物(以下「廃棄物の仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納(大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。)</p> <p>(2) 防火に必要な措置(所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。)</p> <p>2 前項の廃棄物の仕掛品を保管する課長は、第5図(1)に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第41条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第8表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、前二項の管理のため第8表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>6 <u>環境保全技術開発部長</u>は、五フッ化ヨウ素を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>7 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第41条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第8表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、前二項の管理のため第8表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>6 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、五フッ化ヨウ素を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>7 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第4 2条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、発生した放射性固体廃棄物を専用の容器に封入する。大型機器等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、汚染の広がり防止及び防火に必要な措置を講じる。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性固体廃棄物をセンターの使用施設の廃棄物焼却施設で焼却減容する場合、センターの使用施設の廃棄物焼却施設搬入口で廃棄物焼却施設所管部長に引き渡す。また、<u>環境保全技術開発部長</u>は、加工施設で発生し、使用施設の廃棄物焼却施設で焼却減容した放射性固体廃棄物を廃棄物焼却施設所管部長から廃棄物貯蔵庫搬入口で受け取り、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性固体廃棄物を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、臨界管理を必要とする使用済 NaF を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、第1貯蔵庫内の使用済 NaF 貯蔵エリアの使用済 NaF 保管用パードケージに保管して臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、廃棄物貯蔵庫に保管している放射性固体廃棄物及び第1貯蔵庫内に保管している使用済 NaF の詰め替え等を行う場合は、第1種管理区域において汚染の広がり防止及び臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>6 施設管理課長は、廃棄物貯蔵庫及び使用済 NaF 貯蔵エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第4 3条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認められた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第4 2条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、発生した放射性固体廃棄物を専用の容器に封入する。大型機器等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、汚染の広がり防止及び防火に必要な措置を講じる。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性固体廃棄物をセンターの使用施設の廃棄物焼却施設で焼却減容する場合、センターの使用施設の廃棄物焼却施設搬入口で廃棄物焼却施設所管部長に引き渡す。また、<u>廃止措置・技術開発部長</u>は、加工施設で発生し、使用施設の廃棄物焼却施設で焼却減容した放射性固体廃棄物を廃棄物焼却施設所管部長から廃棄物貯蔵庫搬入口で受け取り、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性固体廃棄物を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、臨界管理を必要とする使用済 NaF を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、第1貯蔵庫内の使用済 NaF 貯蔵エリアの使用済 NaF 保管用パードケージに保管して臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、廃棄物貯蔵庫に保管している放射性固体廃棄物及び第1貯蔵庫内に保管している使用済 NaF の詰め替え等を行う場合は、第1種管理区域において汚染の広がり防止及び臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>6 施設管理課長は、廃棄物貯蔵庫及び使用済 NaF 貯蔵エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第4 3条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認められた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第44条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(5) 前各号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第44条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(5) 前各号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第8章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第45条 所長は、加工施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第5図(1)及び(2)に示すとおりとし、<u>環境保全技術開発部長</u>が管理する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域内の表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第46条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項に基づき一時管理区域の設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>4 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第45条 所長は、加工施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第5図(1)及び(2)に示すとおりとし、<u>廃止措置・技術開発部長</u>が管理する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域内の表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第46条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項に基づき一時管理区域の設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>4 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理区域の区分)</p> <p>第47条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第45条に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第5図(1)及び(2)のとおり区分する。</p> <p>(1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域</p> <p>(2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域</p> <p>2 所長は、前項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>(1) 核燃料物質等の使用を禁止する。</p> <p>(2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、第1種管理区域にすることができる。</p> <p>(立入制限区域)</p> <p>第48条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域のうち、第9表に定める区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、縄張り等で区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第49条 所長は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外の場所を保全区域として、第5図(1)及び第5図(3)に示すとおり設定する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の保全区域に標識を設けて明らかに他の場所と区別し、保全区域の出入口の目のつきやすい場所に保全区域内の注意事項を掲示する。</p>	<p>(管理区域の区分)</p> <p>第47条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第45条に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第5図(1)及び(2)のとおり区分する。</p> <p>(1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域</p> <p>(2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域</p> <p>2 所長は、前項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>(1) 核燃料物質等の使用を禁止する。</p> <p>(2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、第1種管理区域にすることができる。</p> <p>(立入制限区域)</p> <p>第48条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域のうち、第9表に定める<u>基準値を超える</u>区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、縄張り等で区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第49条 所長は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外の場所を保全区域として、第5図(1)及び第5図(3)に示すとおり設定する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の保全区域に標識を設けて明らかに他の場所と区別し、保全区域の出入口の目のつきやすい場所に保全区域内の注意事項を掲示する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第50条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として、第6図に示すとおり設定する。</p> <p>2 総務課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 総務課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第51条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第55条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) 所定の線量の測定器を着用させる。</p> <p>(5) 第54条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理)</p> <p>第52条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第53条 環境保全技術開発部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第50条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として、第6図に示すとおり設定する。</p> <p>2 保安・技術管理課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 保安・技術管理課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第51条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第55条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) 所定の線量の測定器を着用させる。</p> <p>(5) 第54条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理)</p> <p>第52条 廃止措置・技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第53条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除等)</p> <p>第55条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射線業務従事者の指定及び解除を行う。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、一時立入者の指名を行う。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、従業員以外の者に対し、第1項の指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>第56条～第59条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第54条 (変更なし)</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除等)</p> <p>第55条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射線業務従事者の指定及び解除を行う。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、一時立入者の指名を行う。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、従業員以外の者に対し、第1項の指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>第56条～第59条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第60条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を第11表に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、<u>環境保全技術開発部長</u>に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、第13表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた<u>環境保全技術開発部長</u>は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第11表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第60条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を第11表に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、<u>廃止措置・技術開発部長</u>に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、第13表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた<u>廃止措置・技術開発部長</u>は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第11表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第61条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第62条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を第15表に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>第63条 (略)</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第61条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、各々の職務において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について廃止措置・技術開発部長に報告する。</p> <p>5 廃止措置・技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第62条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を第15表に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに廃止措置・技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>第63条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第64条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用HFモニタ（排気系2）に係る点検・校正結果については、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、第16表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、<u>環境保全技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>(防護具類の管理)</p> <p>第65条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で使用する防護具類を年1回以上点検し、使用可能な状態に整備する。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果について、当該課長を統括する統括者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>第66条 (略)</p>	<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第64条 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用HFモニタ（排気系2）に係る点検・校正結果については、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、第16表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、第16表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、<u>廃止措置・技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>(防護具類の管理)</p> <p>第65条 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で使用する防護具類を年1回以上点検し、使用可能な状態に整備する。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果について、当該課長を統括する統括者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>第66条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第9章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理</p> <p>第67条～第71条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査</p> <p>第72条～第74条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>第75条～第76条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>第77条～第79条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理</p> <p>第67条～第71条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査</p> <p>第72条～第74条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>第75条～第76条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>第77条～第79条 (変更なし)</p>	

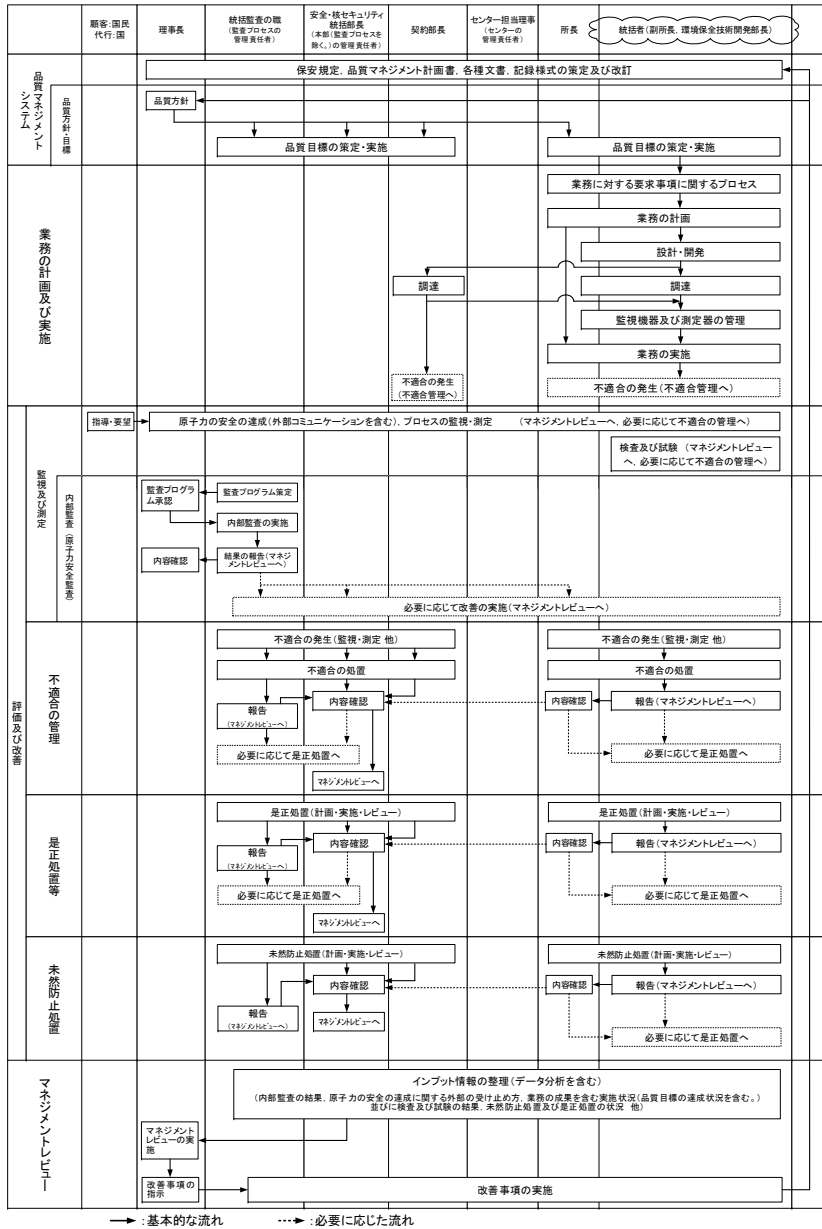
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第10章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p>第80条 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、第71条で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 総務課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p>第80条 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 <u>保安・技術管理課長</u>は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、第71条で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 <u>保安・技術管理課長</u>は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第 1 1 章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動 (重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動) 第 8 1 条 所長は、施設的设计上定める条件より厳しい条件の下において発生する 臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故 (以下「重大事故等」という。)又は大規模な自然災害又は故意による大型航 空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模 損壊」という。)が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う 体制を整備する。 2 所長は、前項の整備に当たって次の各号に掲げる事項を含む要領書及び規則 を定める。 (1) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活 動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関するこ と。 (2) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活 動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。 (3) 重大事故等の発生時における臨界事故を防止するための対策に関するこ と。 (4) 重大事故等の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防 止するための対策に関すること。 (5) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火 活動に関すること。 (6) 大規模損壊の発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関 すること。 (7) 大規模損壊の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影 響を緩和するための対策に関すること。 (8) 大規模損壊の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に 関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊の発生時にお ける加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関するこ と。 3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年 1 回以上実施する。 4 安全管理課長は、前項の教育及び訓練の結果を取りまとめ、第 2 項各号に掲 げる措置の有効性の評価を行い、統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、 所長に報告する。 5 所長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、 その他必要な見直しを行う。</p>	<p>第 1 1 章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動 (重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動) 第 8 1 条 所長は、施設的设计上定める条件より厳しい条件の下において発生す る臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故 (以下「重大事故等」という。)又は大規模な自然災害又は故意による大型航 空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模 損壊」という。)が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う 体制を整備する。 2 所長は、前項の整備に当たって次の各号に掲げる事項を含む要領書及び規則 を定める。 (1) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活 動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関するこ と。 (2) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活 動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。 (3) 重大事故等の発生時における臨界事故を防止するための対策に関するこ と。 (4) 重大事故等の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防 止するための対策に関すること。 (5) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火 活動に関すること。 (6) 大規模損壊の発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関 すること。 (7) 大規模損壊の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影 響を緩和するための対策に関すること。 (8) 大規模損壊の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に 関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊の発生時にお ける加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関するこ と。 3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年 1 回以上実施する。 4 保安・技術管理課長は、前項の教育及び訓練の結果を取りまとめ、第 2 項各 号に掲げる措置の有効性の評価を行い、統括者及び核燃料取扱主任者の確認を 受け、所長に報告する。 5 所長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、 その他必要な見直しを行う。</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い安全管理課長の業 務の一部を保安・技術管理課長の 業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>第 8 2 条～第 8 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 8 4 条 非常事態の通報は、第 7 図に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた課室長は、その状態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該課室長を統括する統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 第 3 項の通報を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>第 8 5 条～第 8 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>第 8 7 条～第 8 9 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第 9 0 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 3 章 保安教育訓練</p> <p>第 9 1 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 章 記録及び報告</p> <p>第 9 2 条～第 9 3 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>第 8 2 条～第 8 3 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 8 4 条 非常事態の通報は、第 7 図に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた課室長は、その状態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該課室長を統括する統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には保安・技術管理課長が当たり、保安・技術管理課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 第 3 項の通報を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>第 8 5 条～第 8 6 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>第 8 7 条～第 8 9 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第 9 0 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 1 3 章 保安教育訓練</p> <p>第 9 1 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 章 記録及び報告</p> <p>第 9 2 条～第 9 3 条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p>

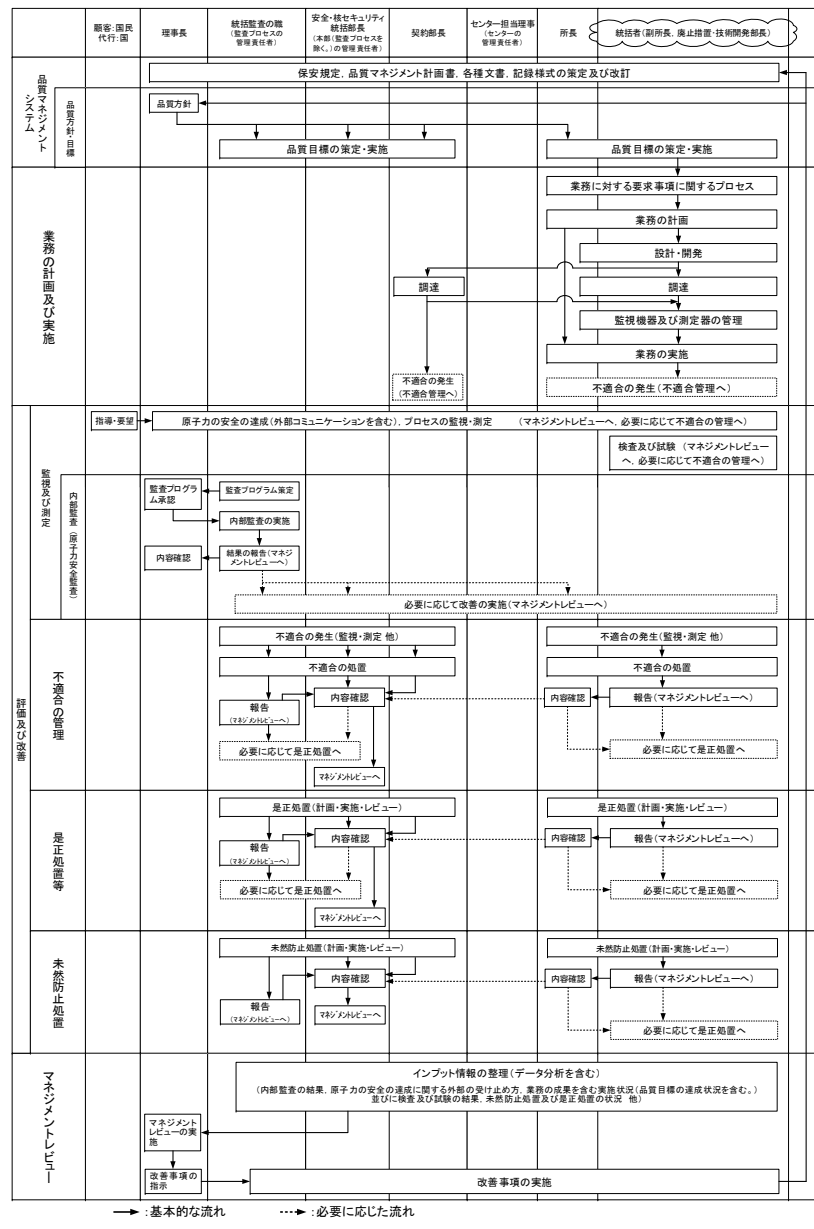
変更前	変更後	変更理由
<p>第1図 保安組織</p>	<p>第1図 保安組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由1 組織改正に伴い副所長の業務分担を変更する。 ・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。 ・変更の理由1 組織改正に伴い安全管理課長の業務の一部を保安・技術管理課長の業務へ変更する。 ・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。 ・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。

変更前



第2図 品質マネジメントシステム体系図

変更後



第2図 品質マネジメントシステム体系図

変更理由

変更の理由1
組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。

変更前	変更後	変更理由
<p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (略)</p>	<p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)</p>	

変更前			変更後			変更理由
核燃料物質加工施設保安規定	本部(二次文書)	センター(二次文書)	核燃料物質加工施設保安規定	本部(二次文書)	センター(二次文書)	
核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書 (QS-P01)			核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書 (QS-P01)			・変更の理由 3 記載の適正化を図る（センターの二次文書の一部について、文書番号の明確化を図るとともに、品質マネジメント活動に用いる文書を追加する。）。
4.1 一般要求事項		施設・設備のグレード分け管理要領書 (GMP-400)	4.1 一般要求事項		施設・設備のグレード分け管理要領書 (GMP-400)	
4.2.3 文書管理	文書及び記録管理要領 (QS-A01)	文書・記録管理要領書 (GMP-410)	4.2.3 文書管理	文書及び記録管理要領 (QS-A01)	文書・記録管理要領書 (GMP-410)	
4.2.4 記録の管理			4.2.4 記録の管理			
5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守に係る活動規則 (GMP-540)	5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守に係る活動規則 (GMP-540)	
5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	目的・目標管理要領書 (GMP-500)	5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	目的・目標管理要領書 (GMP-500)	
5.5.1 責任及び権限	中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	業務類型管理規則 (17号(規則)第22号) 安全審査委員規則 (17号(規則)第9号) 業務品質保証推進委員会規則 (17号(規則)第11号) 業務品質保証推進委員会分科会運営規則 (17号(規則)第14号) 不適合管理検討分科会運営規則 (28号(規則)第5号) 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550)	5.5.1 責任及び権限	中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	業務類型管理規則 (17号(規則)第22号) 安全審査委員規則 (17号(規則)第9号) 業務品質保証推進委員会規則 (17号(規則)第11号) 業務品質保証推進委員会分科会運営規則 (17号(規則)第14号) 不適合管理検討分科会運営規則 (28号(規則)第5号) 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550)	
5.5.3 内部コミュニケーション			5.5.3 内部コミュニケーション			
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)		5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)		
6.2.2 力量、認識及び教育・訓練	教育訓練管理要領 (QS-A07)	教育・訓練要領書 (GMP-600)	6.2.2 力量、認識及び教育・訓練	教育訓練管理要領 (QS-A07)	教育・訓練要領書 (GMP-600)	
6.3 インフラストラクチャ		核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760)	6.3 インフラストラクチャ		核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760)	
6.4 作業環境		核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 放射線測定管理要領書 (GMP-754)	6.4 作業環境		核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 放射線測定管理要領書 (GMP-754)	
7.1 業務の計画	業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射性物質等管理要領書 (GMP-730) 放射性廃棄物管理要領書 (GMP-740) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書 (GMP-741) 核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 個人被ばく管理要領書 (GMP-752) 放射線作業管理要領書 (GMP-753) 放射線測定管理要領書 (GMP-754) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) 事故対策規則 (GMP-790) 防火管理規則 (GMP-791)	7.1 業務の計画	業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射性物質等管理要領書 (GMP-730) 放射性廃棄物管理要領書 (GMP-740) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書 (GMP-741) 核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 個人被ばく管理要領書 (GMP-752) 放射線作業管理要領書 (GMP-753) 放射線測定管理要領書 (GMP-754) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) 事故対策規則 (GMP-790) 防火管理規則 (GMP-791)	
7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス		法令等登録・参照要領書 (GMP-520)	7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス		法令等登録・参照要領書 (GMP-520)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション		情報入手及び伝達要領書 (GMP-550)	7.2.3 外部とのコミュニケーション		情報入手及び伝達要領書 (GMP-550)	
7.3 設計・開発		設計管理要領書 (GMP-700)	7.3 設計・開発		設計管理要領書 (GMP-700)	
7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	調達管理要領書 (GMP-710)	7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	調達管理要領書 (GMP-710)	
7.5 業務の実施		〔7.1 業務の計画〕と同様	7.5 業務の実施		〔7.1 業務の計画〕と同様	
7.6 監視機器及び測定機器の管理		監視機器及び測定機器管理要領書 (GMP-770) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755)	7.6 監視機器及び測定機器の管理		監視機器及び測定機器管理要領書 (GMP-770) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755)	
8.2.2 内部監査(原子力安全監査)	原子力安全監査実施要領 (QS-P03)		8.2.2 内部監査(原子力安全監査)	原子力安全監査実施要領 (QS-P03)		
8.2.3 プロセスの監視及び測定		保安活動指標設定評価要領書 (GMP-840)	8.2.3 プロセスの監視及び測定		保安活動指標設定評価要領書 (GMP-840)	
8.2.4 検査及び試験		独立検査委員会規則 独立検査実施要領書 (GMP-830)	8.2.4 検査及び試験		独立検査委員会規則(令01号(規則)第22号) 独立検査実施要領書 (GMP-830)	
8.3 不適合管理			8.3 不適合管理			
8.5.2 是正処置等	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	不適合並びに是正及び未然防止処置要領書 (GMP-810)	8.5.2 是正処置等	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	不適合並びに是正及び未然防止処置要領書 (GMP-810)	
8.5.3 未然防止処置			8.5.3 未然防止処置		CAP活動実施要領書 (GMP-811)	

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
第5図(1) 主棟, 付属棟及び貯蔵庫 (略)	第5図(1) 主棟, 付属棟及び貯蔵庫 (変更なし)	
第5図(2) 廃棄物貯蔵庫 (略)	第5図(2) 廃棄物貯蔵庫 (変更なし)	
第5図(3) 非常用発電機棟 (略)	第5図(3) 非常用発電機棟 (変更なし)	
第6図 周辺監視区域 (略)	第6図 周辺監視区域 (変更なし)	
第7図 通報連絡系統 (略)	第7図 通報連絡系統 (変更なし)	

変更前		変更後		変更理由
第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第25条及び第26条関係）		第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第25条及び第26条関係）		・変更の理由3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。
設備名称	担当課長	設備名称	担当課長	
1. 給排気設備	施設管理課長	1. 給排気設備	施設管理課長	
2. 管理廃水処理設備		2. 管理廃水処理設備		
3. 非常用通報連絡設備		3. 非常用通報連絡設備		
4. 無停電電源設備		4. 無停電電源設備		
5. 非常用発電機	施設管理課長	5. 非常用発電機	安全管理課長	
6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系2））	安全管理課長	6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系2））		

変更前	変更後	変更理由
<p>第2表 臨界管理に係る核的制限値（第27条及び第37条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第3表 UF₆の最大充てん量（第37条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第4表 吊上げ高さ制限値（第29条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第5表 核燃料物質等の搬入、搬出に関する基準値 （第32条、第33条、第34条、第38条、第43条及び第66条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第6表 核燃料物質の最大貯蔵量（第37条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第7表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第39条及び第93条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第8表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第41条及び第93条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第9表 立入制限区域の設定基準（第48条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第10表 身体の汚染検査に関する基準値（第52条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第2表 臨界管理に係る核的制限値（第27条及び第37条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第3表 UF₆の最大充てん量（第37条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第4表 吊上げ高さ制限値（第29条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第5表 核燃料物質等の搬入、搬出に関する基準値 （第32条、第33条、第34条、第38条、第43条及び第66条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第6表 核燃料物質の最大貯蔵量（第37条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第7表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第39条及び第93条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第8表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第41条及び第93条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第9表 立入制限区域の設定基準（第48条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第10表 身体の汚染検査に関する基準値（第52条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前	変更後	変更理由
<p>第 1 1 表 放射線業務従事者の線量限度（第 5 6 条及び第 6 0 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 2 表 線量の原因調査値及び管理目標値（第 5 7 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 3 表 線量評価項目及び頻度（第 5 7 条及び第 6 0 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 4 表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第 5 9 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 5 表 線量当量等の測定（第 6 2 条及び第 6 3 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 6 表 放射線測定器等（第 6 4 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第 1 7 表 性能維持施設（第 6 8 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 1 表 放射線業務従事者の線量限度（第 5 6 条及び第 6 0 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 2 表 線量の原因調査値及び管理目標値（第 5 7 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 3 表 線量評価項目及び頻度（第 5 7 条及び第 6 0 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 4 表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第 5 9 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 5 表 線量当量等の測定（第 6 2 条及び第 6 3 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 6 表 放射線測定器等（第 6 4 条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 1 7 表 性能維持施設（第 6 8 条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前			変更後			変更理由
第18表 巡視を行う設備等（第71条関係）			第18表 巡視を行う設備等（第71条関係）			
巡視を行う設備等	担当課長	頻度	巡視を行う設備等	担当課長	頻度	・変更の理由3 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。
1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日 <small>注3)</small>	1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日 <small>注3)</small>	
2. ユーティリティ設備	施設管理課長		2. ユーティリティ設備			
3. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用HFモニタ (排気系2))	安全管理課長		3. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用HFモニタ (排気系2))	安全管理課長		
4. 一般電源設備	施設管理課長		4. 一般電源設備	施設管理課長		
5. 非常用発電機			5. 非常用発電機			
6. 無停電電源設備			6. 無停電電源設備			
7. 低圧電源設備			7. 低圧電源設備			
8. 給排気設備			8. 給排気設備			
9. 建物 <small>注2)</small>	施設管理課長	1回以上/週	9. 建物 <small>注2)</small>	施設管理課長	1回以上/週	
10. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)			10. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)			
11. 第2貯蔵庫			11. 第2貯蔵庫			
12. 第3貯蔵庫			12. 第3貯蔵庫			
13. 管理廃水処理設備			13. 管理廃水処理設備			
14. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			14. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			
<small>注1) 2～8の設備を有する建物 注2) 10～14の設備を有する建物 注3) 設備・機器の停止時は除く。</small>			<small>注1) 2～8の設備を有する建物 注2) 10～14の設備を有する建物 注3) 設備・機器の停止時は除く。</small>			

変更前	変更後	変更理由
<p>第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連）</p> <p>(略)</p> <p>第20表 緊急作業に係る教育訓練（第91条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第20表 緊急作業に係る教育訓練（第91条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前			変更後			変更理由
第21表 記録及び保存に係る項目（第92条関係）			第21表 記録及び保存に係る項目（第92条関係）			
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者	
1. 加工施設の施設管理に係る記録	イ 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録	イ 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	施設管理課長 安全管理課長
	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間		ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録	イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	10年間	2. 放射線管理記録	イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	10年間	安全管理課長
	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度			ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度		
	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	加工規則第7条第5項に定める期間		ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	加工規則第7条第5項に定める期間	
	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量			ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量		
	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量			ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量		
	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴			ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴		

変更前				変更後				変更理由		
第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(続き)				第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(続き)						
記録事項	保存期間	保存責任者		記録事項	保存期間	保存責任者				
2. 放射線管理記録(続き)	ト センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	1年間	施設管理課長		2. 放射線管理記録(続き)	1年間	施設管理課長			
	チ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時, 場所及び方法	加工規則第7条第7項に定める期間	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長				チ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時, 場所及び方法	加工規則第7条第7項に定める期間	施設管理課長 廃止措置推進課長 (削る)	
	リ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法		施設管理課長 安全管理課長				リ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法		施設管理課長 安全管理課長	
3. 操作記録	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量(該当なし)	1年間	施設管理課長 安全管理課長		3. 操作記録	1年間	施設管理課長 安全管理課長			
	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度, 圧力及び流量の値(該当なし)									
	ハ 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻									
	ニ 警報装置から発せられた警報の内容									
	ホ 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻									
4. 加工施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	加工規則第7条第7項に定める期間	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長		4. 加工施設の事故記録	加工規則第7条第7項に定める期間	施設管理課長 廃止措置推進課長 (削る) 安全管理課長			
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置									
	ハ 事故の原因									
	ニ 事故後の処置									
5. 気象記録	イ 風向及び風速	10年間	安全管理課長		5. 気象記録	10年間	安全管理課長			
	ロ 降雨量									
	ハ 大気温度									
6. 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	3年間	各課室長		6. 保安教育の記録	3年間	各課室長			
	ロ 保安教育の実施日時及び項目									
	ハ 保安教育を受けた者の氏名									
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長		7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長				

変更の理由1
組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。

変更前			変更後			変更理由
第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(続き)			第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(続き)			
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者	・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。
8. 法律第22条の7の2第1項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果 (該当なし)	加工規則第7条第7項に定める期間	—	8. 法律第22条の7の2第1項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果 (該当なし)	加工規則第7条第7項に定める期間	—	
9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の設備の名称	加工規則第7条第7項に定める期間	設備処理課長	9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の設備の名称	加工規則第7条第7項に定める期間	廃止措置推進課長	
10. 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射性濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録 (該当なし)	イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	センターから搬出された後10年間	イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	センターから搬出された後10年間	—	
	(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果					
	(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量					
	(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果					
	(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果					
	(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果					
	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果					
	ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録					
	(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件					
	(2) 放射能濃度の測定結果					
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果						
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果						
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目						
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録						
11. その他の記録	イ 使用前事業者検査の記録	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	イ 使用前事業者検査の記録	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	被検査課長	
	ロ 定期事業者検査の記録	加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間				ロ 定期事業者検査の記録

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>附則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>